

『自動車保険』掛け方ガイド . . . vol 4 車両保険編②

今回は車両保険の代車費用特約についてご案内いたします。

お客様に過失があるケースでは代車費用が
損害として認められないのが一般的です。

お客様の代車費用が損害として認められるのは、事故の過失割合が
お客様：相手 0：100 のケース、いわゆる相手が全面的に悪いケースです。

ただし

代車を使う必要性が認められなければいけません。

代車の必要性
が認められる
ケースって
どんな時



認められる例

勤務地が遠隔で、
車がないと通えない。



認められない例

週末、買い物に行く
為にたまに使う。



代車の必要性が認められない そんな時、役に立つ補償は . . .

代車費用特約

代車費用特約には

- ①定額払 代車利用の有無に関係なく、お車の修理日数に応じて支払日額（定額）をお支払い。
- ②実損払 代車（レンタカー等）利用により、実際に負担した費用を「支払限度日額」の範囲内でお支払。

以上のように2種より選択できます。



コラム

修理期間中、代車（レンタカー）を借りた場合の費用の目安

カローラ	クラスの車を借りると	→	約7,000円×10日間（修理期間）＝約70,000円
マークII	クラスの車を借りると	→	約12,000円×10日間（修理期間）＝約120,000円
クラウン	クラスの車を借りると	→	約17,000円×10日間（修理期間）＝約170,000円

※某大手レンタカー会社で修理期間を10日間とした場合
（ガソリン代を除く）